

第5章 豪州

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。関税、関税率、譲許率、譲許税率の定義は、第2部第5章1を参照。

<措置の概要>

関税法、関税定率法及び関連法規において、関税率などが規定されている。対日輸入適用税率には、MFN 税率、日・オーストラリア経済連携協定（日豪 EPA）税率、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定税率又は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）税率等が適用される。また、輸出を前提として輸入された又は国内で代替品が生産されていない物品に対する関税優遇制度（関税払戻制度、関税免除制度等）がある。

豪州の2022年時点の非農産品の単純平均譲許税率は10.5%とその水準は高く、特に、一部の衣類（最高55%）、エンジン類（最高50%）、電気機器（最高45%）、乗用車（最高40%）等の高関税品目が存在するが、2022年時点の非農産品の単純平均実行関税率は2.6%であった。なお、非農産品の譲許率は96.8%である。非譲許品目としては、一部の織物（実行関税率5%）、一部の衣類（実行関税率5%）等がある。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015年12月に妥結した ITA 拡大交渉（詳細は、第II部第5章2.（2）ITA（情報技術協定）交渉を参照）について、豪州は、2017年1月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド（23%）、スイッチ類（23%）、スタティックコンバーター等の部分品（19%）等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2021年7月に撤廃された。

なお、2015年1月に日豪 EPA が発効されたことで、我が国から輸出する一般機械・電気電子機械（自動車部品を除く）、自動車や自動車部品等の関税が即時又は段階的に撤廃され、市場アクセスの改善が図られた。2025年までに我が国からの輸出額の約99.8%の関税が撤廃される。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020年5月、豪州国境警備隊（ABF）は、1995年関税定率法（Customs Tariff Act 1995）別表4第57号に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に必要な物品の輸入を容易にすることを目的に、同年2月から7月までの期間において、衛生・医療

関連品（フェイスマスク、手袋、カウソ／衣類、ゴーグル、消毒剤製剤（手指消毒剤を除く）、石鹼、検査キット及び試薬、並びにウイルス輸送媒体等）に対する関税を一時的に免除（最大 5 % から 0 % に）する措置が行われ、2020 年 2 月以降当該対象品に支払われた関税は還付された。本措置は 3 度の延長を経て 2022 年 6 月まで延長された。その後、本措置は延長されず失効した。また、2022 年から 2023 年 3 月の予算において、関税譲許を恒久化すると発表した。さらに、譲許の範囲は拡大し、新型コロナウイルスワクチン及び治療薬の製造に使用される原料及び一次容器に「無税」の関税率を提供することとなった。